

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第132号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市男女共同参画センターの使用料の適正化を図るとともに、会議室の名称を市民にとって分かりやすく変更するため、京都市男女共同参画センター条例の一部を改正することとしました。

1 施設の名称

改正前	改正後
小会議室A	会議室7
小会議室B	会議室8
小会議室C	会議室9
小会議室D	会議室10
小会議室E	会議室11

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第132号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2 イベントホールの項からフィットネスルームの項までを次のように改める。

イベントホール		日曜日、土曜日及び休日	25,090	32,700	37,640
		その他の日	20,880	27,250	31,370
スポーツ ルーム	全面 使用	日曜日、土曜日及び休日	13,160	19,940	28,680
		その他の日	11,300	16,660	23,440
	半面 使用	日曜日、土曜日及び休日	6,580	9,970	14,340
		その他の日	5,650	8,330	11,720
セミナー室 A			4,830	6,270	7,090
セミナー室 B			7,090	9,250	10,800
会議室 1 及び 会議室 2			3,390	4,210	4,830
会議室 3, 会議室 4, 会議室 5, 会議室 6, 会議室 7, 会議室 8, 会議室 9 及び 会議室 10			1,740	2,160	2,360
会議室 1 1			2,670	3,490	3,800
和室 A 及び 和室 B			1,850	2,360	2,670
ビデオシアター			3,800	4,830	5,550
音楽室			5,240	6,780	8,020
調理コーナー			4,110	5,550	6,270
フィットネスルーム		全面使用	8,530	10,900	12,650
		部分使用(1人につき)	410	410	410

別表第2備考2及び3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる施設に係るこの条例による改正前の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる施設に係るこの条例による改正後の京都市男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる施設に係る改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる施設に係る改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附則別表

小会議室A	会議室7
小会議室B	会議室8
小会議室C	会議室9
小会議室D	会議室10
小会議室E	会議室11

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)